

大阪拘置所死刑場視察の拒否に関する理事長声明

当連合会は、当連合会を構成する大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良及び和歌山の各弁護士会とともに、2023年（令和5年）10月11日、法務大臣、大阪矯正管区長及び大阪拘置所長宛に、大阪拘置所内の死刑場視察の申入れを行ったが、同年12月19日、大阪拘置所から死刑場視察には応じられない旨の回答がなされた。その理由としては「死刑場は、死刑という最も重い刑を執行する厳粛な場でありその性質上、本来公開になじまない場所である上、死刑確定者やその家族の名誉や心情に対する配慮等を考慮すれば、一般に公開することは相当でないと考えている」とのことであった。

死刑は、人の命を絶つ最も重い刑罰であり、その執行状況については、国民の重大な関心事項である。民主主義国家においては、本来的には、死刑執行に関する情報は広く国民に知らしめるべきである。実際、アメリカの死刑存置州においては、死刑執行時には、死刑囚の家族や被害者の遺族に参加が認められており、希望する一般市民やマスコミ関係者に立会いが認められている州もある。

死刑執行に関する情報が広く公開されることは、死刑制度の存廃に関する議論を行う上で必須の条件であり、それがなされていないことが、死刑制度の存廃に関する議論を阻害している決定的な要因となっていると言っても過言ではない。

そこで、当連合会は、2022年（令和4年）11月25日に開催された人権擁護大会において、「死刑制度について広範な議論を発展させるため、死刑に関する情報の公開を求める決議」を採択し、死刑制度について広範な議論を発展させるため、政府に対し、死刑に関する情報を広く公開することを強く要請した。今回の申し入れは、この決議に基づくものである。

今般の大阪拘置所からの回答では、「死刑という最も重い刑を執行する厳粛な場」である旨が指摘されているが、まさにその指摘のとおり死刑は人の生命を奪う究極の刑罰制度であるのであるからこそ、死刑という刑罰がどのような場所で、どのような方法によって執行されているのかについて、執行機関以外の外部の者による検証が必要である。

また、拘置所からは「一般に公開することは相当でない」旨指摘されているが、当連合会らは死刑場の一般公開を求めているのではない。弁護士法にもあるとおり「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」ために「社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力」という視点から、弁護士の職務として現行

法の最高刑である死刑が適切に執行されているか否かを検証するために視察を求めているものである。

当連合会らによる死刑場の視察、検証すら拒否するのであれば、そのこと自体が、刑罰制度としての死刑を存置することへの疑義に繋がると言わざるをえない。当連合会らによる死刑場の視察は死刑制度の存廃の議論において不可欠であり、今回の大阪拘置所の回答は誠に遺憾である。

そこで、当連合会は、法務大臣、大阪矯正管区長及び大阪拘置所長に対し、改めて大阪拘置所の死刑場の視察を認めるよう強く要請する。

2024年（令和6年）3月13日

近畿弁護士会連合会

理事長 浅野 則 明